令和４年度 福岡市バリアフリー推進協議会 議事録

（1）日 時：令和４年11月25日（金） 15時00分から16時30分
（2）場 所：TKPガーデンシティPREMIUM天神スカイホール

（3）出席者

会長	外井 哲志	日本都市学会理事・九州都市学会会長
副会長	清水 邦之	NPO法人 福岡市障害者関係団体協議会 理事長
委員	荒牧 正道	We Love天神協議会 事務局長
委員	小野 和枝	福岡市女性翼の会 会長
委員	梶原 浩幸	福岡県警察本部 交通部交通規制課長 代理
委員	郷原 裕季	博多まちづくり推進協議会 事務局長
委員	小栁 浩一	福岡市自閉症協会 会長
委員	定村 俊満	公益社団法人 日本サインデザイン協会 常任理事
委員	志賀 勉	九州大学大学院 人間環境学研究院
委員	高山 智恵美	福岡市肢体障がい者福祉協会 副会長
委員	塚本 靖彦	西日本鉄道㈱ 鉄道事業本部施設部長 代理
委員	豊澤 絵里奈	福岡市PTA協議会 副会長
委員	判田 宝樹	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会 常務理事
委員	東 欣哉	西日本鉄道㈱ 執行役員自動車事業本部 副本部長 兼 計画部長 代理
委員	藤田 幸廣	福岡県脊髄損傷者連合会福岡支部 事務局長
委員	明治 博	一般社団法人 福岡市視覚障害者福祉協会 会長
委員	中村 卓也	福岡市福祉局長
委員	中村 健児	福岡市住宅都市局長 代理
委員	名古屋 泰之	福岡市道路下水道局長 代理
委員	山本 恭久	福岡市交通局 理事 代理
委員	仲谷 俊昭	国土交通省九州地方整備局 福岡国道事務所長 代理
委員	三浦 基路	九州旅客鉄道㈱ 執行役員鉄道事業本部サービス部長 兼 営業部長 代理
委員	井口 宏樹	福岡市港湾空港局長 代理

アドバイザー

嶋田 真喜子	国土交通省九州運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課長
佐々部 智文	国土交通省九州地方整備局 企画部 企画課長 代理

（4）次第

1. 開会

2. 委員紹介

3. 議題

・福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況について

・福岡市福祉のまちづくり条例施行規則の改正について

4. 閉会

（5）議事録

【開会・委員紹介】

・新たに就任した委員を紹介。
・協議会の所掌事務の説明。
・会長に会議の進行を依頼。

【福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況について】

会長　：　それでは「福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況」について事務局から説明をお願いしたい。

事務局　：　資料1「福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況について」説明

会長　：　旅客施設はすでに目標達成しているようである。バス等の車両や、道路、公園についてはそれぞれ着実に進めていくことになるだろう。ソフト面のバリアフリーについてはどうやって進捗状況を評価したらいいか難しいが、この場で評価していただければよいと思っている。最後に掲載されているアンケート調査については継続していくことが重要だと思っている。

今の説明についてご意見、ご質問をいただきたい。

委員　：　ロードマップに基づいて整備が進んでいくと思うが、既存の点字ブロックが破損したときのことはロードマップに記載されていないが、点検などはしていないのか。

また、信号について県警で新しいタイプの信号を付けてもらっているが、新しいものを設置した際には、視覚障害者福祉協会に連絡していただけると会員にも周知できるのでお願いしたい。

会長　：　点字ブロックの補修について、もう1点は信号が設置された際の連絡についてであるが、点字ブロックの補修の件は道路下水道局、信号機の件

は県警で良いか。

委員代理：道路下水道局から点字ブロックについて回答させてもらう。

点字ブロックの補修等については、点字ブロックに限らず道路が傷んだ状況の場合は、市民の方などからの通報あるいは市が点検している中で確認し、随時補修をしているところである。

ロードマップに盛り込むというものではないが、随時適切に維持補修をしている。

委員代理：信号機については、新しいタイプの信号とは音響付加装置や視覚障がい者用の信号機ということで間違いないか。

委員　：スマホアプリと連動するタイプである。吉塚駅、県警、県庁周辺で取り付けているのは承知していたが、大橋やふくふくプラザの近くに設置されたことに関しては、6月か7月に行った研修会で初めて知った。そのタイプは高度化 PICS だったと思うが、設置されたときに教えていただいておけば会員に告知することができる。

委員代理：高度化 PICS とは目の不自由な方のスマホと連動して信号の色をお知らせする機能である。

県警で毎年度整備しているので、整備され次第、連絡をする。

委員　：ソフトという括りでいくと、数値目標などがないなかでどうやって理解を進めるかというのは非常に難しい問題だと思う。一つの見せ方として、福岡市には障がい者差別解消条例ができた。

以前の印刷物に載ってはいるが、差別解消条例あるいは合理的配慮とは何かということがしっかりと伝わって初めて、様々なハード整備の本当の意味に繋がっていくのではないかと思う。せっかく差別解消条例もできて、また、新たにバージョン上げていこうとして今協議してる中かと思うので、せっかくあるものをもっと上手く見せ、できればハードという括りとソフトという括りの線が、できるだけないように、むしろソフトがあって初めて、ハードの意味があるんだというような見せ方もあっていいのではないかと思っているので、今後の見せ方という点での要望である。

それから、ささいなことだが市民アンケートの調査を見ると、実は「特にない」が上位にある。

どういう項目でアンケートをとっているのか解らないが、見方によっては、あまり問題ないと、見えてしまうのではないかと思うところもあり、暦年

の比較という点もあるだろうが、何か数字を改ざんしようということではなくて、アンケートをとる困りごとについて、もう少し細かくやっていただければと思う。

会長　：　最初は心のバリアフリーの話であった。

市の努力の状況を、しっかり見せてということで、ハード等の関係もあわせて、市民全体にお知らせするという形がいいのではないかということだと思うが、もう一つは、市民アンケートの質問項目を詳細にもうちょっと、細かく見たいというようなことであった。

これは事務局の方からお願いする。

事務局　：　障がい者差別解消条例の改正に向け、条例改正推進会議を設置して様々な検討を行っている。

その中で、今回バリアフリーの観点からご意見をいただき、合理的配慮の説明も含めて、最適な広報のやり方も、ご協議いただいてるところかと思う。ぜひこのバリアフリーの関係もあわせて、どう差別解消に向けて取り組みを進めていくのかしっかり検討させていただく。

また資料の 21 ページの回答で、「特にない」というようなことが上位に来ているが、聞き方にもう少し工夫ができないかということは、市で考えたいと思っている。次回の実態調査を近いうちに計画しているので、その際に聞き方等どういった工夫ができるのか検討させていただく。

会長　：　何か具体的に、市民の皆さんが理解できるような形の媒体など、例えばビデオを作るといった工夫をされたらどうかと思う。

委員　：　福岡市PTA協議会では、教育委員会との共催で、市内の小中学校や特別支援学校のPTA向けに毎年、特別支援教育啓発研修会を行っている。

学校教育現場の現状であるが、特別支援学級の保護者の方が、支援学級に在籍している児童生徒へ差別されたことはあるかというアンケートを行った。

差別と思われる発言をしたのは、同じ学校の児童生徒が一番多かったが、2 番目に多かったのは、先生という回答であった。

子供たちの学びの場、安心安全な場であるべき学校で、教職員が差別発言をするということはあってはならないと思う。

福祉局の方から、関係機関に働きかけをしていただき、教職員の特別支援教育へのさらなる理解をお願いする。

会長　：　小中学校の教職員の方にも差別がないようにということであった。働き

かけを市からお願いしたいということであった。

事務局 ： 差別やいじめなど、様々な問題が、学校に限らず起こっている。特に学校においてはこれからの子供たちに非常に大きな影響を与えるというところもあり、市としても昨年度、児童向けの障がい者差別に関する啓発のリーフレットを作成し、教育委員会へ依頼し、小学校 4 年生の児童を対象に勉強していただくような取り組みをしてもらった。

一方で教職員の皆様方には、教育委員会において研修を実施されているところではあるが、いただいた実態を踏まえて、教師がそのようなことでは非常に問題であるため、児童への影響も含めてしっかりと福祉局と連携をとらせていただく。

会長 ： 他にないか。

委員 ： 資料の 2 ページ目の、国の基本方針において、新たな手法として、⑤案内設備の設置が追加されている。さらに、3 ページの福岡市地下鉄全線の中には、⑤－2 で案内用図記号標識を整備に取り組むとされており、これは、括弧触知案内図等とされている。それから４ページ目では、旅客船ターミナル④案内設備は、整備済みとなっている。

おたずねしたいのは、この国の方針で追加された案内設備とは何を指しているのか、この整備済みとは何が整備済みなのかが解りずらいため、教えてほしい。

事務局 ： 案内設備については、基本的に国の整備基準が、公共交通の施設や、車両などに分類されており、それぞれで基準がある。

旅客施設の概要で申し上げると、基本的には公共用の通路に通じる出入口に主要な設備の配置図を設置する。エレベーターや傾斜路、便所等の付近に案内板や設備に関する表示をピクトグラムなどを使用して表示する。車両等の運行情報に関する情報を文字や音声により提供するような設備を設置する。そのような内容が基本的なものである。

旅客施設と車両でそれぞれ少し内容が異なっている。

委員 ： 自分も調べてみたんだが、令和 3 年のバリアフリー法に基づく基本方針における次期目標の中で、案内設備（文字等及び音声）による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等が記載されている。

これもすごく抽象的で、福岡市の施設整備マニュアルにもどういう種類の設備が必要なのかという明記がなかったと思う。

さらに、国の公共交通機関の車両等に関する移動円滑化整備ガイドライン旅客施設編では、かなり細かく規定がされている。

このガイドライン見ても何を整備していいかわからないと思う。もう少し具体的にどういう標識をどういうふうにやればいいのかというのを書かなければ、交通事業者もなかなか判断しにくいのではという気がしているが、その辺はいかがか。

会長　：　私もご指摘の内容は、問題があるではないかと思っていた。

案内というのは、例えば事業者がそれぞれの場所につけても駄目な場合がある。利用者が全てを通して、目的地まで行くということになるのが、その施設の中で動くということもあるため、目的地までの全体を通してどういう体系になっているかということが示されないと、目的が達成されないのではないかと思う。

ぜひ、これは福岡市だけでできることではないかもしれないが、国の方でまとめてやるとか、その辺を調べていただきたい。

事務局　：　専門委員の皆様のご意見を踏まえ、市としてもマニュアルの改善などを図っていかなければいけないと思う。

旅客施設について申し上げれば、先ほど申し上げた運行情報の提供設備と標識、あと出入口に案内板を設置すべきことが、国が定める遵守すべき基準としてあり、さらに望ましいレベルについては、ガイドラインとしてかなり細かい内容が記載されている。

今後、ガイドラインの改正等の機会もあるので、もちろんこういった基準は旅客事業者等もご承知いただいているとは思うが、今後マニュアルなどの改定時にはよりわかりやすいものになるように努めていく。

委員　：　もう 1 点気になるのが国の基本方針の中に音声というのが何ヶ所かで強調されている。視覚障がい者への情報提供は、触知図（触って知る図）が主に、掲載されているが、音声についてが少なかった気がする。

地下鉄七隈線では、かなり音声案内の情報が充実しているが、そのようなことも課題だと思う。

福岡市のマニュアル等においてもあまり記載されていなかった気がしている。

会長　：　音声についてもお願いしたいということであった。

事務局から回答があるか。

事務局　：　市としても、できるだけ専門の皆様のご意見を伺いしながら、よりよい整備マニュアルづくりに努めていく。

会長　：　その他に意見はないか。

副会長からないか。

副会長　：　私は車椅子を利用して生活しているが、道路整備の関係で聞きたい。
歩道について、車道もそうだが、傾斜がついている。

そもそも、何のために傾斜をつけているのか。

委員代理：歩道車道の傾斜については、基本的には基準が定められており、横断方向の勾配にも基準がある。主な目的としては、雨が降った時の排水などを道路の側溝に納められるように、一定の勾配がつけられている。

副会長　：　そのように私も理解はしているが、車椅子で移動する際には、やはり傾斜がかなりきつい。

介護用の車椅子で後ろから押してもらう車椅子で移動される方は、ある程度、その対応ができるが、私たち自走する車椅子で移動する者にとっては、かなり負担の大きい歩道である。

雨水が流れやすいようにという基準はあるのだろうが、あまり水がたまらないような素材で、雨水が地面にすぐ吸い込まれるというようなアスファルトで作っていただけると非常にありがたい。

今後、どういうふうになるかわかないが、検討の一つにしていただければと思う。

それと、博多駅の筑紫口のタクシー乗り場などが、今回新しく改修された。以前、タクシー乗り場は部分的にしか段差をなくしていなかったが、今回かなり段差が解消されており、非常に私たちにとっては乗り降りがしやすくなった。

このような状況が天神などいろんなところでやっていただけると、もっともっと私たちもそうだが、高齢の方それからベビーカーを押している方などもタクシーの利用が非常にしやすくなると思うのでそのような整備をしていただければ非常にありがたいなと思う。

会長　　：　今の意見について、段差は他にも公園などもあるが、段差について回答をお願いしたい。

委員代理：一つ目の舗装の話であるが、透水性や排水性の舗装というのは一定程度普及も進んでいるが、大雨が降った際の排水を含め、一定の勾配は必要である。

勾配がきつすぎると感じることもあると思うが、随時、バリアフリーの観点で改修しながら、これからもバリアフリーの推進に努めていく。

二つ目の、博多駅筑紫口のタクシー乗り場が乗り降りしやすくなったよう

にその他のところでも整備を、というのはその通りである。

我々も改修できるところから、適宜乗り降りしやすい乗り場の整備を進めていく。

会長　：　この議題についてもう少し時間があるが、他にないか。

副会長　：　学校教育の中で合理的配慮や差別解消などの教育の報告はあったが、私たちもこの学校教育に関しては、市内の小学校を中心に出前講座の取り組みを行っている。

その中で、小学校の４年生の生徒に２学期の総合学習の中で勉強されるのだが、小学校の生徒は非常に純粋である。素直に頭に入っていく。

受入れる力は非常に持っているので、私たちも出前講座を行っても非常に楽しい。

ただ問題は、大人の方である。子供は純粋なので、全く駆け引きなしに受け入れてくれる。大人の方が、差別的な感情を持ってると思う。

ゆえに、学校教育だけじゃなく事業所でも、啓発活動や研修的なものを同時にやっていただきたい。

子供が学校で勉強して帰って、せっかく「車椅子の人たちが停める駐車場は専用の場所だから停めないの方がいいよ」など、言ってくれても「空いてるからいい」と大人が行動をしてしまっては問題である。

啓発だけでは不十分と思うので、やはり子供と一緒に、大人もあわせて勉強する場をどんどん作っていただけると非常にありがたい。

事業者によっては定期的に取り組んでいる事業者もいっぱいいる。

子供だけじゃなくて大人も、勉強をする。啓発して意識を高めていくというのが、同時に必要じゃないかと感じるので、その取り組みを、併せてやっていただけるとありがたい。

会長　：　大人を対象とした差別に関する啓発についてだった。

回答があればお願いしたい。

事務局　：　差別の根本的な解消に向けて、これは素直な子供を含めて、大人がいつの間にか抱いている様々な意識を含めて、差別解消していく視点から、より多くの方に差別の実態、差別を受けた方の辛い思い、差別をなぜしてはいけないのか、そういったところからしっかりと伝えていきたい。例えばパンフレットを作成するなど、様々に取り組んでおり、昨年度は差別解消に関して動画を作成し７万回ぐらい視聴していただいたが、ご指摘いただいた通り、様々なところでまだまだ私ども努力が必要と

思う。

あらゆる機会また手段を使って、差別の解消に向けてしっかりと取り組んでいく。

会長　：　それではこの議題については時間が来たのでここまでとさせていただく。簡単にまとめると最初に点字ブロックの破損した場合の補修や新しい信号がついた場合の情報についてご質問があった。

それから、差別の問題についてたくさん意見があった。

今後、ハードと併せて、もしくは今後ハードよりも重要になってくるところもあり、引き続き解消していく方向で進めていいただきたい。

また、案内について体系的にという話があった。

それでは、次の議題に移らせていただく。

事務局より説明をお願いする。

【福岡市福祉のまちづくり条例施行規則の改正について】

会長　：　次の議題に入る。次の議題は「ロードマップ（案）について」、事務局から資料 2 の説明をお願いしたい。

事務局　：　資料 2「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則の改正について」説明

会長　：　確認だが、資料2ページ下段の階段状のグラフが国の基準ということか。

事務局　：　そうである。

会長　：　従来の福岡市の基準はどうなっていたのか。

事務局　：　客席数 400 を下回る場合には、2 以上という基準であった。

国のグラフで考えると階段状になっているものが、客席数 400 までは 2 で一直線の形になる基準であった。

今回、国の規定に併せて、客席数に応じて車いす使用者用客席を確保する量を段階的に増やす規定に変更した。

会長　：　これについて質問等あるか。

委員　：　改正概要についてはよく理解ができた。

一方、こういった施設自体は新設というのが、そんなに多いわけではなくて既設の施設の水準をどう上げていくかということも検討しないといけないと思うが、なんらかの手だてを講じる考えがあるのか。

事務局 ： どうしても事業者の皆様への負担を強いてしまう部分もあるので、基本的には、新築や大規模な改修などが見込まれるが、機会を捉え審査部署等にもご相談して、一定の水準を確保するという方向での取り組みを進めている。

あわせて、今回の基準とは少し外れるところもあるが、できるだけ民間の店舗等についても、バリアフリー化を進めていくため、「みんなにやさしいお店づくりの手引き」というものも作成しており、そういったものも活用して、啓発活動全般に力を入れて、バリアフリー化が進むように取り組むよう考えている。

会長 ： 基本的には大規模な施設は努力してやってもらうように指導するということであった。

他に意見はないか。

委員 ： 新規の場合はそういう規定があるが、例えばドームは最上階でなかなか狭くて見づらいのだが、オリンピックなどを考えても、演劇以外でもスポーツ会場とイベント会場でそういう対応が必要である。

今回の国の差別禁止解消は見直しで、公共団体等については義務だったが、一般も義務化されるという点では、基準をどう設けるのか。その場合過大な負担が生じる。そういった点考えると、既存の場合、新規の場合で将来性見据えて、改正は２年後だったか、そういうところを考えて明示していただければいいと思う。

事務局 ： 国において差別解消法が改正され、３ 年以内に施行することが決まっている。差別解消に向けた合理的な配慮については、これまで自治体に義務づけられており、民間の事業者の皆さん方には努力義務だった。これが法改正で、民間の企業の方にも義務が課せられたということをご指摘いただいたものである。

委員のご意見の趣旨としては、障がいのある方から、例えば合理的配慮として、段差解消のため「エレベーターをつけてくれ。」というご要望があった場合に、そこまでの負担は大き過ぎるので、緩やかなスロープを長めにつけてその段差を解消するという違う方法を示したりなど、しっかりと話を聞き、差別の解消に向けて、その当事者の方々と話していくことが義務づけられたということが、今ご指摘された点である。

そういった意味では、今回はバリアフリーの規則改正の話であるが、現在改正を予定している差別解消条例で、差別解消、合理的配慮と負担の関係、これは一番大きな課題にもなっているので、整理する方向で、別の協議会で調整をしている状況である。

会長　：　その他のことに関して意見はないか。

委員　：　国の基本方針に、聴覚障がい及び知的、精神、発達障がいに関わるバリアフリーの進捗状況の見える化があるが、このうち知的、精神、発達障がいというグループの人たちについては、実はこれまでバリアフリーガイドラインでも、あまり意識されなかった。すごく難しい問題で、これをどうするかというのは、十分な議論が必要で、また技術的な話もあり、福岡市の基本方針ではソフト面のバリアフリー化のところに、視覚聴覚、音声言語機能、知的、精神、発達という言葉が出ているだけである。

ハードのところでは、全く触れられていない。対象者の項目もなく、このバリアフリー全体の規定等は誰を対象にしているのかというのを、もう一度整理する必要がある。

それから知的精神発達障がいの思いやりのようなソフト面の話だけでなく、ハード面の工夫もこれから絶対求められると思う。

福岡市が作成した認知症デザインの手引きは、初めてハードに踏み込んでいる。この分野では、これまで全て人的支援に頼っていたが、やはりどんな障がいを持つ人も自立的行動がしたい、できるだけ自分で動きたいという基本があり、この部分をどうするか、もちろん人的支援は大事だが、環境整備で何とかなるような気がしている。そこが次の大きな課題だと思う。

国交省が調査した資料では、認知症の人たちで、自力で外出し電車やバスを利用している人達が相当いる。駅で保護されたり、困ってるところを見受けられたり、認知症の話は、特殊な施設の中だけのような、イメージで語られているが、実は社会の中にも同じような考え方が必要になってくると思う。それこそ、彼らの人権の話にも関わる。

ぜひ、次の改定の時には、そこを深掘りしていただければ、すごくありがたいと思う。

会長　：　バリアフリー基本計画において、知的、精神、発達障がいについて人的

支援だけではなく、ハード整備が必要な面があるがハードのところでは、対象者という項目もなく、触れられていないというご指摘だった。

事務局 ： 福岡市は認知症フレンドリーシティというものを進めており、その中で「認知症の人にもやさしいデザインガイドライン」を作成した。

様々な委員の皆様にご協力いただいだが、その際に認知症の人にわかりやすいデザインというものは、知的の方や様々なハンディのある方にも、みんなにやさしいデザインであるという考え方に基づいて、認知症の人にもやさしいデザインという表現をしている。この考え方を今後バリアフリーの計画の中にどう取り組んでいくのかというお話であったと思う。

このバリアフリーは、もともと身体の方、主なところでは段差の解消や、身体のハンディをどう工夫してカバーしていくのかというところからスタートし、それがだんだんといろんなところで進んできた中で、今度は心の部分をどうやっていくのか、私は障がい者部長だが、私どもの分野で、いわゆる障がい者のメンタル、障がい者の支援、それから差別、そういったところとかなり重なってきたと思う。

そういった意味では、認知症の人も含めて、デザインをどう考えていくのかというのは、次の時にどう取り組むのか。もしくは障がいの分野の方で定めるのか、少し考えさせていただければと思う。

会長 ： 時間が迫ってきているが、特にまだ発言されてない方で意見はないか。

それでは後半の規則改正については、難しい部分もあったがいろいろご意見が出た。

最後には心のバリアフリーに関しても、あとハード整備が加わってくるというような話もあった。今後、心のバリアフリーが重要になってくるという流れのようだが、ハードが関わってなので、もう一度ハード面も基準等も考え直す必要があるという指摘だった。

今日、いろいろ意見が出て有益な議論ができたと思う。私から、特にというわけではないが、今バスを利用することが多いが、バスに乗るときに乗れない方が結構いる。足が悪くて等で、乗ろうとして歩道から降りて、歩道の縁石に腰かけてしまって立てない方がいらっしゃったので、私と運転手で手伝って乗せた記憶がある。車椅子をバスに乗せる時もそうだ

が、運転手にも非常に負担が大きいと思う。障がい者の方だけでなく、助ける側などにも負担、労力がかかっていることもあるので、どこかで考えていただければと思う。

これで本日の協議会の議論については終了とする。事務局に進行を返す。

事務局　：　閉会挨拶